

尾張旭市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

討論要旨 榊原利宏議員

本議案は、人事院の決定に基づき、本市の救急業務に関わる消防士の特殊勤務手当を、コロナ感染症が2類から5類に変更されたことに伴い、廃止しようとするものです。

反対する理由は、廃止することが今般の感染拡大の状況にふさわしくなく、救急搬送における消防士の活動を支援することに逆行するからであります。

5月8日に5類に移行されて以降、感染拡大をし続け、第9波への警戒がうたわれています。新型コロナウイルスの感染者の状況について、直近の愛知県の発表では、瀬戸保健所管内の定点当たりの患者数は11.89、県内平均の8.03を大きく上回っております。今後さらに増加することが予想されます。

今後の本市の消防士の救急出動において、通常の装備ではなく、強化した装備での出動が増えることが予想され、特殊勤務手当はむしろ必要です。

なお、厚生労働省は、介護保険施設における危険手当については継続して支給する旨の方針を示しております。この一方で、医療や救急の現場から特殊勤務手当をなくすことは、納得できません。

国において廃止の判断がされてから2か月近くが経過し、目下の状況に合致しておりません。

本条例案は不採択とし、これからの感染状況に備えることこそ議会に求められていることをお伝えして、討論を終わります。